

# 11 一括有期事業の申告書の書き方

## ● 年度更新手続

建設の事業では、労働保険料の申告・納付のほか、「一括有期事業総括表・一括有期事業報告書(建設の事業)」の提出が必要です。立木伐採等の林業では、「一括有期事業報告書(立木の伐採の事業)」の提出が必要です。

提出につきましては、管轄の労働基準監督署または労働局にお願いします。(金融機関では申告書・領収済通知書のみ受け取ります。)

一括有期事業総括表及び一括有期事業報告書は各労働基準監督署で入手できるほか、厚生労働省ホームページ (URLは以下のとおり) からダウンロードできます。

また、厚生労働省ホームページには申告書の計算を行う際の参考となるよう、「年度更新申告書計算支援ツール(建設事業用)」を用意しています。是非ご利用ください(下記 URL 又は「主要様式ダウンロードコーナー(労働保険適用・徴収関係主要様式)」で検索してください。)



<URL>[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/roudouhoken.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouhoken.html)

電子申請を行う場合は、上記ツールもしくは紙で一括有期事業総括表・一括有期事業報告書を作成し、PDFにして、添付してください。

## ● 一括有期事業の要件(建設の事業)

建設の事業については、一つの工事に係る請負金額が1億8千万円未満(消費税額を除く(※))、かつ、概算保険料額が160万円未満の場合一括して申告(徴収法第7条)することになっています。

立木の伐採の事業については、素材の生産量が1,000立方メートル未満でかつ概算保険料額が160万円未満の事業については、一括扱いができます。

\*一括有期事業の要件に該当しない事業の場合は、一現場ごとに一つの事業として(これを「単独有期事業」といいます。)、その事業が開始されるごとに労災保険の成立手続をすることとなります。

## ● 申告する工事

1~3のいずれの要件も満たす工事は、一括有期事業の対象となりますので、取りまとめて確定申告していただくことになります。取りまとめ漏れがないよう十分にご確認ください。

### 1 元請工事

元請負により実施した工事。

### 2 請負金額および概算保険料

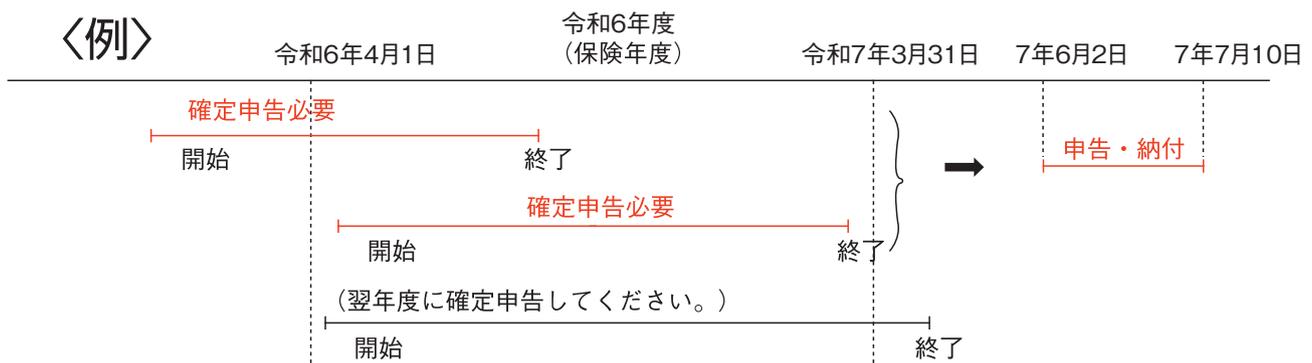
一工事の請負金額が1億8千万円未満(消費税額を除く(※))、かつ概算保険料額が160万円未満の工事。

### 3 工事期間

次に例示した赤線の工事、つまり、算定年度内(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)に終了した工事。

(令和6年3月31日以前に開始している工事の算入もれがないよう注意してください。)

### <例>



※平成27年3月31日以前に開始された工事については、1億9千万円未満(消費税額を含む)

## ● 保険料の算定のしかた

建設の事業における労災保険料の算定方法には、「賃金」による場合と、「請負金額」による場合があります。

### 1 支払賃金による算定

準備作業、周辺作業を含めその工事における元請、下請、孫請等のすべての労働者の賃金を正確に把握し、かつ、作業日報、賃金台帳の原本等の帳簿書類を3年間保存している場合は、支払賃金に保険料率を乗じて保険料を算定してください。この場合、通勤手当や賞与等の一時金も算入されますからご注意ください。

### 2 請負金額による算定(賃金総額を正確に算定することが困難なもの)

建設の事業において、賃金総額が正確に把握し得ない場合には、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とし、これに保険料率を乗じて保険料を算定してください。

請負金額とは、工事請負契約上の代金、つまり請負代金に、支給資材等の価額相当額や貸与された機械や資材の賃貸料及び損料相当額を加え、そして、告示によって特定された控除対象工事用物(注)のみを控除したものをいいます。

※請負金額に係る消費税額の取扱いについては、P.31を参照してください。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{請負代金} \\ \hline \text{(契約金額・施主} \\ \text{からの金銭給与)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{請負代金に加算する額} \\ \hline \text{(支給材の価額相当額+貸与物の} \\ \text{賃貸料や損料相当額)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{請負代金から控除する額} \\ \hline \text{下記(注)参照} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{請負金額} \\ \hline \end{array}$$

(注)請負代金から控除する対象工事用物は、「機械装置の組立て又は据付けの事業」(業種番号36)の機械装置のみです。以下の「3 機械装置の範囲」を参照してください。

### 3 機械装置の範囲

労災保険料の算定にあたって、請負代金から控除することができる、「機械装置の組立て又は据付けの事業」(業種番号36)における機械装置の範囲については、下記のとおり具体例が示されています。

1. 湿式排煙脱硫装置	8. 発泡ポリスチレンプラント	15. 水力発電設備
2. 火力発電所ボイラー	9. 電気集塵装置	16. 索道(ロープウェイ、ゴンドラリフト、リフト)
3. 原子炉	10. ガス発生装置	
4. ゴミ焼却装置	11. 水処理設備	
5. 原子力発電所タービン	12. エレベーター	
6. 抄紙機(改造)	13. エスカレーター	
7. 連続鋳造機	14. 石油精製、石油化学プラント	

## ● 一括有期事業の要件(立木の伐採の事業)

立木の伐採の事業においては、素材の見込生産量が1000立方メートル未満でかつ概算保険料額が160万円未満の事業の場合一括して申告(徴収法第7条)することになっています。

申告する事業の算定期間については、P.21の工事期間(例)をご参照ください。

業種が林業(立木の伐採等)の場合の申告については、「一括有期事業報告書(立木の伐採の事業)」に立木の伐採の事業の名称、所在地、期間、素材の生産量、賃金総額等を記入し、申告書内訳に転記してください。(「一括有期事業総括表」は必要ありません。)

## ●その他

### ①一括されない有期事業(単独有期事業)

有期事業の一括の要件に該当しない建設事業又は立木の伐採の事業は、一工事現場又は一作業現場ごとに一つの事業として、その事業が開始されるごとに労災保険の成立手続をすることとなります。

具体的な手続としては、事業開始から10日以内にその事業を管轄する労働基準監督署に「保険関係成立届」を提出し、20日以内に「概算保険料申告書(有期事業)」を金融機関又は管轄の労働基準監督署・労働局に提出し、概算保険料の申告・納付をすることとなります。

その事業が終了したときは、50日以内に「確定保険料・一般拠出金申告書(有期事業)」を提出し、すでに申告・納付してあった概算保険料を精算する必要があります。

### ②労災保険のメリット制について

メリット制は、事業主の保険料負担の公平を図るために、個々の事業場の労働災害の多寡に応じて事業の種類ごとに定められた労災保険率を、一定の範囲内で引き上げたり、引き下げたりする制度です。

一括有期事業については、保険関係成立後3年以上(3月31日現在)経過し、過去3保険年度連続して、確定保険料の額が**40万円以上**の事業が該当します。



昨年度、メリット制が適用されていた事業場については、「一括有期事業総括表」の「保険料率」の「メリット料率」欄に、**昨年度送付した「令和6年度労災保険率決定通知書」**に記載されているメリット料率を記入し、労災保険料を算出してください。

令和7年度も引き続きメリット制の適用となっている事業場については、「**令和7年度労災保険率決定通知書**」が同封されていますので、該当する「事業の種類」の「改定労災保険率(メリット料率)」により、概算保険料額を算出してください。

令和7年度の概算保険料からメリット制の非適用となる事業場については、基準となる労災保険率(事業の種類ごとに定められた労災保険率)により、労災保険料を算出してください。

※ 令和6年度中に終了した業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」の元請工事がある場合は、P.30をご確認ください。

### ③一括有期事業の特別加入者の労災保険率について

建設事業に係る中小事業主等特別加入者に適用する労災保険率については、特別加入の前提となる一括有期事業の保険関係について登録されている主たる事業の種類による保険料率としてください。

主たる事業の種類に変更がある場合は、「名称・所在地等変更届」(様式第2号)により変更の届出をしてください。